

保護者の皆様、

個別の教育支援計画

をご存じですか？

発達の遅れなどから学習面や生活面において
支援を必要としているお子さんが、何に困っているかを見極め、
どのような支援が必要かを、たくさんの人と共に考え作成していくのが、

個別の教育支援計画です。

個別の教育支援計画を活用することで…

幼稚園や学校、相談機関、
支援者等とつながり、乳幼
児期から学校卒業後まで、
お子さんをみんなで支え
ていくことにつながります。

病院や療育機関、学校等、
関係する機関と一緒に、支
援内容を考えるので、将来に
わたっての一貫した支援の
見通しをもつことができます。

これまでの支援の記録が
記載されており、学校や学
級が変わっても必要な情報
が引き継がれ、安心して
進級や進学ができます。

★取扱いについては？

個別の教育支援計画は、本人・保護者の了解を得た上で、
関係機関等が情報の取扱いに留意して活用していきます。

★作成するには？

まずは、担任の先生、市町村教育委員会にご相談ください。

お問い合わせ先

茨城県教育庁学校教育部特別支援教育課指導担当

〒310-8588 水戸市笠原町978番6 Tel.029-301-5280

個別の教育支援計画の項目例

個別の教育支援計画の様式は、各学校（園）や市町村等の実情、本人の状況等を踏まえて検討し、作成や活用がしやすいものにしていきます。以下に、項目例と説明を示します。

1 本人・保護者の願いと支援の方針

	本人・保護者の願い (夢・願い・要望など)	支援の方針
生活面	・友達と仲よくしたい。 ・物事に進んで取り組んでほしい。	・集団の中の一員として人とのかわり方を増やし、自分の気持ちや意見を相手に分かるように伝える。 ・自分の好きなことや得意なことを増やし、自信をもって物事に取り組めるようにする。
学習面		・本人や保護者の願いに対する支援の方針を決めていきます。

2 本人に関する基本情報

就学前の相談等	内 容 等
乳幼児検診の結果 就学前の療育の状況 就学相談の内容 等	・3歳から〇〇市の療育センターで、言葉と運動に関する個別指導を受けている。

・乳幼児期の状況等について、共通理解が必要な内容等があれば、記録しておきます。

3 学校における合理的配慮

教育機関	合理的配慮※	評価、引継事項等
〇〇幼稚園	・不適切な言動に対して、否定の言葉掛けをしたり頭ごなしに叱ったりせず、どのような言動をすればよかったか、振り返る時間を確保する。	・本人が考え、適切な言動ができたときに褒めた結果、他児との関係がよくなってきた。 ・小学校でも、継続した支援をすると効果的と考える。
〇〇小学校		
〇〇中学校		
〇〇高等学校等		

・進級や進学するときに、合理的配慮等必要な情報が引き継がれるように記載していきます。
・十分な教育を受けられるようにするために、合理的配慮の定期的な評価を行い、柔軟に見直していきます。

【参考】 ※学校における合理的配慮の観点

3 観点	11 項目
教育内容・方法	1 教育内容 ・学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 ・学習内容の変更・調整 2 教育方法 ・情報・コミュニケーション及び教材の配慮 ・学習機会や体験の確保 ・心理面・健康面の配慮
支援体制	1 専門性のある指導体制の整備 2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 3 災害時等の支援体制の整備
施設・設備	1 校内環境のバリアフリー化 2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮 3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

・学校における合理的配慮の観点をふまえ、現在必要な「合理的配慮」は何か、何を優先するかなどについて本人・保護者と十分に話し合い、具体的な支援内容・方法等を明確にしていきます。

4 関係機関等による具体的な支援内容

関係機関等	支援内容	評価、引継事項等
〇〇特別支援学校	・園での生活の様子を観察し、ケース会議で助言する。	・本人の理解や具体的な指導について、園内で共通理解が進んだ。 ・小学校でも引き続き助言をいただくとう有効であると考え。
〇〇 医 院	・生活の様子から、服薬の調整をする。 (〇年〇月 ADHD の診断)	・園での生活の様子を伝えることにより、服薬の調整がうまくいった。 ・小学校でも、学校での様子について医療機関と連携してほしい。
ボランティア		
保護者		・支援を充実させるために、関係機関の役割（支援内容）を明確にします。